

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	家庭用財産	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえて適用します。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	177	265	278	272	三重	186	265	278	274
北海道	197	305	278	272	滋賀	177	265	278	272
青森	188	265	278	272	京都	180	389	278	293
岩手	193	265	278	272	大阪	177	265	278	272
宮城	177	265	302	272	兵庫	177	277	278	272
秋田	183	265	312	272	奈良	177	265	278	272
山形	189	265	278	272	和歌山	177	265	278	272
福島	182	265	307	272	鳥取	188	265	278	272
茨城	177	265	278	272	島根	187	265	278	272
栃木	177	265	278	272	岡山	190	291	278	272
群馬	177	265	278	272	広島	177	288	278	272
埼玉	177	308	285	280	山口	185	265	278	272
新潟	193	265	278	354	徳島	195	265	278	272
長野	192	265	300	272	香川	192	265	278	272
千葉	177	309	278	274	愛媛	184	265	278	272
東京都	177	327	341	321	高知	188	265	296	272
神奈川	177	265	312	303	福岡	177	265	278	272
山梨	191	265	322	272	佐賀	177	265	278	272
富山	190	265	332	272	長崎	181	265	278	272
石川	189	291	326	290	熊本	184	265	278	272
福井	187	385	368	276	大分	180	265	278	291
岐阜	178	265	278	272	宮崎	179	265	278	272
静岡	185	265	278	272	鹿児島	183	265	278	272
愛知	177	265	278	272	沖縄	182	265	278	291

（注） 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳 ～ 29	万円 500	万円 300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

参考(償却費相当額について)

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第85条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

【例】建物の場合

《非業務用建物(居住用)の計算方法》

$$\text{建物の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{\ast 1} = \text{償却費相当額}^{\ast 2}$$

※1 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

※2 建物の取得価額の95%を限度とします。

《非業務用建物(居住用)の償却率》

区分	木造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	鉄骨造	
				金属造① ^{※3}	金属造② ^{※4}
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※3 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※4 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

ご 案 内

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととさせていただきますので、ご協力をお願いします。